

## 「第47回少年の主張 全国大会」都道府県代表者推薦業務 委託要綱

「第47回少年の主張 全国大会」の各都道府県代表者の推薦を行うにあたり、これに係る業務及び契約等を下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1. 委託の要件

開催要綱の趣旨に鑑み、よりすぐれた成果を得ることが十分に期待でき、青少年活動の推進や社会活動の支援等に関する経験と実績を有する者に委託する。

#### 2. 委託期間

委託通知文書の通知日から令和8年2月27日（金）、または業務完了日から1か月以内のいずれか早い日まで

#### 3. 委託する業務

##### （1）都道府県大会の実施及び代表者の決定

###### ① 都道府県大会の開催場所

都道府県大会の開催場所は、受託者が担当する各都道府県内とする。

###### ② 都道府県大会の構成員及び実施規模

都道府県大会の構成員は、発表者、審査員、青少年育成指導者、大会運営スタッフ、聴講者、その他関係者とし、実施規模は都道府県代表を選出する大会に相応しい規模となるよう努力するものとする。

###### ③ 発表者の資格

日本在住の中学生及びそれに相応する学籍又は学齢にある者。

※国籍は問わないが、日本語で発表できること。

###### ④ 発表内容

ア. 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など。

イ. 家庭、学校生活、社会（地域活動）及び身の回りや友達との関わりなど。

ウ. テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会の様々な出来事に対する意見や感想、提言など。

上記のような内容で、心からの思い、考えたことや感銘を受けたことなどを、少年らしい自由でユニークに、飾り気のない言葉で、発表時間5分程度（400字詰原稿用紙4枚程度）にまとめたものとする。

なお、作品は未発表、自作のものに限ることとすることから、主張作文の執筆時には、生成AIを利用してはならないことを指導するよう、生徒の指導にあたる者に対して徹底すること。加えて、推敲時も同様であることを徹底すること。

発表に際しては、紹介のために道具を取り入れることはできるが、審査で加点されることはないことに留意すること。

⑤ 発表時間

5分程度と設定しており、目安はおおよそ4分30秒から5分30秒とすること。

(5分を大幅に超える作品が代表者となった場合には、全国大会の発表時に5分程度の発表となるようにすること。400字詰め原稿用紙 4枚程度。)

⑥ 審査及び代表者の決定

学識経験者及び青少年団体関係者等の有識者複数人により審査し、代表者1名を決定する。

⑦ 主催者の記載について

都道府県大会の実施要綱並びにチラシやポスター、報告書などの広報資料には、必ず主催の欄に委託者の「独立行政法人 国立青少年教育振興機構」の名称を併記するものとする。

(2) 代表者の推薦

代表者決定後、速やかに代表者情報の入力や、作品の送付等を行うこと。

(3) 全国大会の案内

全国大会の発表者12名、努力賞者35名が決定後、速やかに代表者へ決定通知（発表者もしくは努力賞者）及び全国大会の案内を代表者、付添者へ伝えること。

#### 4. 主なスケジュール

令和7年3月	事業実施計画の提出（様式1、2の提出） 契約締結（委託契約通知、請書の提出）
4月～	概算払い請求可能
4月～9月	都道府県大会の開催
9月26日（金）	代表者47名の推薦締切り
9月下旬～10月上旬	全国大会作文審査
10月中旬	全国大会発表者12名の選考 都道府県大会事務局へ審査結果通知
11月15日（土）前泊	発表者12名リハーサル、努力賞者35名交流プログラム
11月16日（日）当日	全国大会開催
令和8年2月27日（金）	委託業務完了報告書等 提出締め切り
令和8年3月	全国大会報告書発行

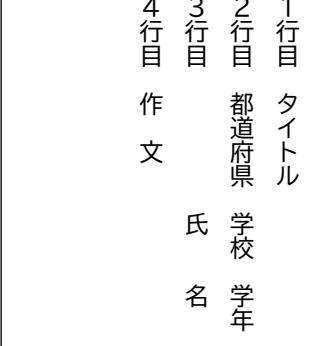
※委託者は受託者が提出した事業実施計画書等を確認の上、「委託契約について（通知）」を通知する。

## 5. 提出書類

パンチで2穴をあける、付箋等で資料番号を付ける、などのご協力をいただいている場合もあります。

事務局より感謝申し上げます。

データ送付先：[shicho@niye.go.jp](mailto:shicho@niye.go.jp) 郵送先：〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター2階 教育事業部

名称	提出期限	備考
様式1 事業実施計画書	令和7年3月28日（金）	メールにて提出すること。
様式2 事業費見積書		
様式3 請書	委託通知文書の受取後、1週間以内を目安	業務着手日は、「委託契約について（通知）」の文書日付の翌日以降とする。
※以降の提出書類のデータ送付先は、種類が多くなるため、後日オンラインストレージを事務局より案内する。なお、原本が必要なものは別途郵送を依頼する。		
様式4 代表者情報	令和7年9月26日（金）または大会終了後2週間以内のいずれか早い日	後日指定されたExcelに記入すること。
都道府県大会の開催要項、チラシ		PDF
都道府県大会選考基準		PDF、A4サイズ1枚程度にまとめたもの。
代表者作文原稿	令和7年9月26日（金）または大会終了後2週間以内のいずれか早い日 	紙 400字詰め原稿用紙（A4版縦書き）4枚程度 本人自筆による原本（ワープロ不可・ただし障害等による場合は可）。 原稿用紙にはHBより濃い鉛筆ではっきりと記入。 ※自筆が困難な場合は事務局までご相談ください。
代表者作文テキストデータ	令和7年9月26日（金）または大会終了後2週間以内のいずれか早い日	Wordファイル 縦書き、数字は漢数字で統一してください。 改行・誤字・脱字等、相違が無いか確認すること。
代表者発表映像	令和7年9月26日（金）または大会終了後2週間以内のいずれか早い日	MP4ファイル 作文本文の喋りだしから喋り終わりまでとする。動画は、全国大会発表者（12名）を選考する審査過程においても使用する場合がある 無背景で明るい室内で撮影すること。 胸部から頭部まで映っており、正面から撮影し、発表

		者の表情が分かること。
様式5 正式名称申請書  様式6 承諾書  代表者・引率者回答 フォーム 銀行振込み口座登録 フォーム	令和7年10月3日(金)	<p>スキャンした PDF ファイル 賞状等名入れ用。</p> <p>スキャンした PDF ファイル 作品及び本人の映像等使用に係る承諾書</p> <p>フォームの記入  <a href="https://forms.office.com/r/JTeA2y96Jr">https://forms.office.com/r/JTeA2y96Jr</a></p> <p>代表者が決まり次第、生徒・引率者に送付して、回答をしていただきます。なお回答後のやり取りは委託者で行います。</p> <p>※全国大会では、代表者(47名)とその引率者(47名)の旅費を委託者で負担します。</p> <p>※旅費は、後日振込みにて支払い。</p> <p>※付添者は、全国大会にかかる旅行と宿泊の全てを引率する者。</p> <p>※基本的に引率者の口座を登録すること。(学校の教員など保護者以外が引率付添する場合は除く)</p>
<p>※以降の提出書類は基本、紙である。</p> <p>※報告書の点検に要する時間を縮減するため、A4片面印刷での書類提出をお願いしています。</p> <p>※ホチキス止めは行わないでください。</p>		
様式7 委託業務完了報告書  様式8 決算書  決算書積算内訳記載額の支出を証明する資料  事業報告書等(作品集含む)1部  様式9 請求書	令和8年2月27日(金)または業務完了日から1か月以内のいずれか早い日	<p>委託額の確定及び支払いを早めるため、業務完了後速やかに提出すること。</p> <p>Excelで提出 ※軽微な修正等があった場合、再提出ではなく相互にデータを修正するため。</p> <p>別紙2、3参照 証票類については写しをA4片面印刷とすること。</p> <p>各都道府県にて作成したもの</p> <p>委託者に提出し、承認を受けること。 概算払いが必要な場合も本様式を適宜使用すること。 また、必要な場合は速やかに提出すること。 ※支出予定の経費についてのみ請求が可能</p>
様式10 変更届出書	契約期間中、必要に応じて	契約期間中に受託者の代表者等が変更になる、災害等により都道府県大会の日程や実施方法を変更するなど、大きな変更が生じた場合

## 5. 委託費

- (1) 委託費は、3.(1)の事業実施計画書等の内容により70万円を上限として委託者が決定するものとする。
- (2) 本要綱に定める委託する業務及び事業実施計画書に記載されている事項を実施していない場合や、本事業の支出として不適当な経費が計上されていた場合は、委託費を査定するものとする。
- (3) 委託者は、決算書の計上額に対する査定額と契約金額のいずれか低い額により委託費の額を確定し、受託者に通知するものとする。
- (4) 受託者が概算払いを受け、かつ確定額が概算払額を上回る場合はその差額を、概算払いを受けていない場合は確定額を請求額とする。(確定額が概算払額を下回る場合は、その差額を受託者に請求する。)
- (5) 委託者は、受託者から提出された適正な請求書に基づき、原則として翌月末までに委託費の支払いを行うものとする。
- (6) (概算払いは、原則として、適正な請求書を受理した翌月末までに、受託者の指定した口座へ振り込むこととする。

## 7. その他

- (1) 委託契約締結後、の事業実施計画書等の内容に大幅な変更が生じた場合、受託者は事前に委託者と協議するものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本業務の実施に係る必要事項は委託者が別途指示するものとする。

## 8. 問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
教育事業部 事業企画課 事業係  
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
Mail : shicho@niye.go.jp